

高福第786-2号  
令和4年10月25日

各居宅介護支援事業所管理者  
各訪問系介護サービス事業所管理者 } 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨 高志（公印省略）

訪問系介護サービスの利用者が濃厚接触者等となった場合の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

訪問系介護サービスの利用者が新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者（以下「濃厚接触者等」という。）となった場合は、厚生労働省の通知に基づき、別紙のとおり、居宅介護支援事業所が訪問介護等の必要性を再度検討し、その結果、必要性が認められる場合には、感染対策を徹底した上でサービスを提供することとされています。

つきましては、訪問系介護サービスの利用者が濃厚接触者等となった場合には、別紙を御参照の上、適切に御対応くださいますよう改めてお願い申し上げます。

なお、県では、訪問系介護サービスの利用者が濃厚接触者等となった場合の対応に関する資料を介護事業所向けのホームページ「さいたま介護ねっと」にまとめて掲載するとともに、介護事業所に対してマスク、手袋、ガウンなど感染対策のかかり増し経費を補助していますので、サービス提供の際の参考にしてください。

（さいたま介護ねっと）

訪問系介護サービスの利用者が濃厚接触者等となった場合の対応

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/noukousessyoku.html>

感染対策のかかり増し経費の補助制度

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/r4corona-kakuho.html>

担当：施設・事業者指導担当

電話：048-830-3254

メール：a3240-11@pref.saitama.lg.jp